

農家と農業委員会をむすぶ

あきたし 農委だより 73号

秋田市農業委員会



今号の表紙

秋田市仁井田にある園芸振興センターで栽培されているダリアです。

鮮やかな色と放射状に広がる花びらが特徴で、花色が多くとても華やかな品種です。

農業委員の取組

―農地パトロールの実施から―

農業委員会では、8月から9月までの期間、農業委員および農地利用最適化推進委員等による農地パトロール（利用状況調査）を実施しました。今回は、その様子を紹介します。

農地パトロールは、毎年8月頃に、市内の全ての農地について実施します。農地台帳と地図を基に、前年把握した遊休農地が解消されているか、新たに遊休化した農地はないかなどを確認します。



▲タブレットを使用し農地の位置を確認中

農地パトロールに携わった佐々木英久農業委員へ、調査で確認した農地の現状についてお話を伺いました。



農地利用最適化
委員会委員長
佐々木 英久

現状について

農地パトロールは市内を5区域に分け実施しています。パトロールでは、遊休農地の現状と、農地が無断で転用されていないか、不法投棄が行われていないかなどもあわせて調査します。以前から、農地の形状が悪かったり、山あいの小さな農地は耕作のしづらさから荒れやすい傾向にあります。最近、耕作条件が整っている優良な農地でも耕作されていない農地が増加しているように感じます。

その原因の一つに、農業人口の減少と高齢化が考えられます。数年前まで耕作されていた農地が、耕作者がいなかったため、今後も農地として利用される可能性が低い土地として判断せざるを得ない状況になっていることに残念な思いがあります。

女性農業委員活躍レポート

6月28日（金）秋田県生涯学習センターにて、秋田県農業委員会女性協議会総会及び研修会が開催されました。

秋田市農業委員会からは2名が参加し、「農業委員・農地利用最適化推進委員としての在り方」をテーマに各市町村の女性委員と和やかな雰囲気の中で、委員としての活動を通して苦勞した場面ややりがいを感じたことなどについて、活発な意見が交換されました。



(グループワークの1コマ)

視察研修レポート



(男鹿市のメロン畑を視察)

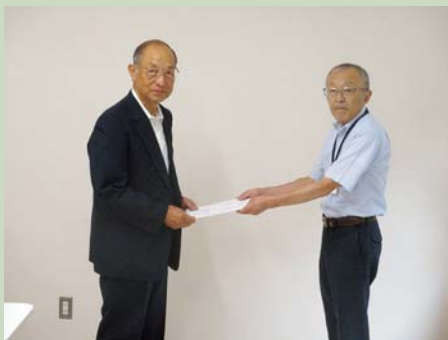
農地利用最適化推進委員視察研修のため、7月29日（月）大潟村・男鹿市を訪れました。

それぞれのエリアにある農業法人で、担い手不足が深刻化している中で、担い手の確保と農地の保全についてお話を伺い、各法人の取組等を学ぶ充実した研修になりました。

都市会長会要望書レポート

8月23日（金）秋田県庁にて、秋田県都市農業委員会会長会から、秋田県へ要望書を提出しました。

災害支援や物価高騰対策など皆様からいただいた意見・要望が農業施策等に反映されるよう働きかけました。



(左:佐々木会長 右:秋田県農林水産部草薙次長)



今後、調査結果を踏まえて、遊休農地の所有者に対して利用意向調査を行いますので、ご協力くださるようお願いいたします。

市内の農地（農用区域内）の面積は、
令和3年：8,386.4㍓
令和4年：8,360.6㍓
令和5年：8,339.7㍓ と推移しており農地自体、減少しています。

市内の遊休農地*は
令和3年：28.8㍓
令和4年：26.1㍓
令和5年：23.2㍓
と推移しています。

遊休農地が減少しているのは、国の通知に基づき、重点的に山間部の再生不可能な農地の非農地判断を実施したことが主な理由です。

(*遊休農地とは、現在、耕作の目的に使用されておらず、今後も耕作の見込みがない農地をいいます)

農地を守り活かすためには、大変な苦勞を伴います。実際、山間部の農地が年々、山林化していくのを目の当たりにし農地が減少していくことに危機感を覚えます。

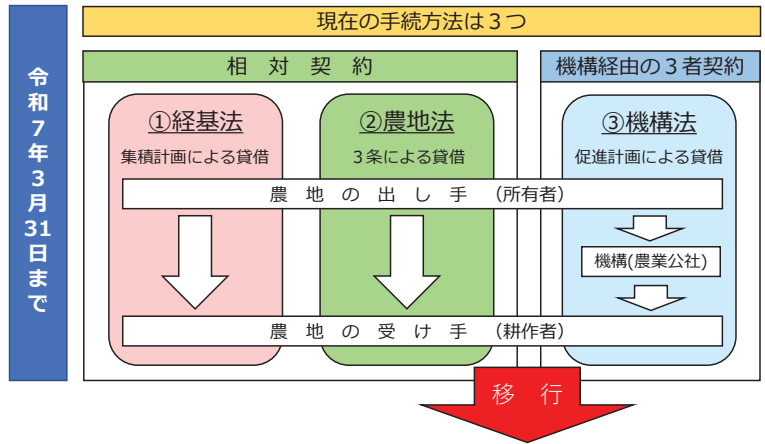
いくらからでも、農地の減少に歯止めがかかるよう引き続き農業委員としての活動をしていきたいと思えます。

農地の貸し借りの手続方法が変わります！

農業経営基盤強化促進法（経基法）の改正により、令和7年4月1日から農地の貸借の手続方法が変わります。

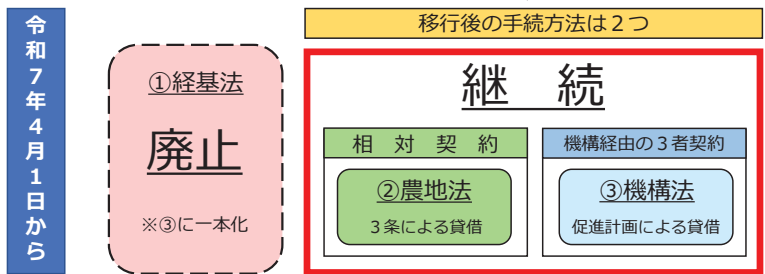
★①経基法による貸し借りは廃止 (ピンク部分)

- 集積計画の受付・提出は、令和7年2月28日まで。
- ただし、地域計画が策定されたエリア内の農地の貸借は、令和7年4月1日以前でも②または③の手続です。
- 令和7年3月31日までに成立した契約は、その期間満了まで有効です。



★今後の手続は、②農地法と③機構法の2つ (赤枠部分)

- 「②農地法」
…農業委員会へ許可申請をする相対契約による手続
- 「③機構法」
…機構(秋田県農業公社)経由の3者契約による手続



《お問い合わせ》	①経基法	②農地法	秋田市農業委員会	TEL: 018-888-5796
	③機構法		秋田市農業農村振興課 (公社)秋田県農業公社	TEL: 018-888-5735 TEL: 018-893-6223

どう防ぐ？冬眠前のクマ対策

クマが冬眠に備え、脂肪を蓄える10月になりました。クマは季節によって行動を変えるため、今回は基本的なクマの生態に加え、この時期ならではの注意点を紹介します。

クマの生態

クマは主に昼に活動し、朝と夕方の薄暗い時間帯に活発になります。一方、農地などでは人目を避け人がいない夜に活動することがあります。そのため、朝夕はもちろん昼間でも油断できませんし、クマが家の周りの畑に来やすい夜も注意が必要です。

鈴などの音が聞こえると、クマは人の存在に気づき、近づかないよう行動します。ただし雨の日や水路の傍などでは音が聞こえにくくなるので要注意。クマに聞こえるような大きな音を出して人の存在をアピールし、不意の遭遇を防ぎましょう。

冬眠前の注意点

秋の人里に現れるクマの多くは、里周辺の食べ物を目当てにしています。収穫期の果樹、農作物、家の周りの栗・柿・クルミなどは、栄養豊富で効

率的にたくさん量を食えることができ、冬眠前のクマにとっては垂涎物です。藪に紛れてそれらを食べているクマと、散歩や農作業、栗拾い中などにバッタリ遭遇し、驚いたクマに攻撃されたという事故が県内各地で見られます。

事故を防ぐために

- ① 普段から鈴などの音で人の存在をアピールする
 - ② 藪を刈り見通しを良くする
 - ③ クマが食べる物を身の回りから無くす
- という3つのことを心がけましょう。

特にクマの食べ物となる生ゴミや廃棄果樹はしっかり処理する、果樹や農作物は電気柵等で囲いクマを寄せ付けない、柿・栗・クルミなどの木は可能であれば伐採し、残したい場合は登れないようにトタンを巻き、落ちた実はすぐに拾う、など対策し、集落にクマがやって来る原因を無くしましょう。



クマが栗を食べた痕
秋田県自然保護課：文・写真

令和6年4月1日から

相続登記が義務化されました！



Q1 相続登記が義務化されたのは、なぜ？

A1 所有者不明土地が増加し、その解消に向けて、これまで任意だった相続登記が義務化されることになりました。

Q2 いつまでに相続登記をすればいいの？

A2 不動産を相続（取得）したことを知った日から3年以内に法務局に申請する必要があります。

Q3 義務化されるより前の相続は対象になるの？

A3 令和6年4月1日より前に相続した不動産も、相続登記がされていないものは、義務化の対象になります。

農地を相続された方へ

農業委員会へ届出が必要です。法務局での相続登記完了後に届出してください。

直売所で売れる野菜・花きづくり

7月4日（木）秋田市園芸振興センターで、第1回・園芸作物栽培講習会が開催されました。始めに直売所で売れる野菜、秋冬野菜の有望品種などについて講話があった後、参加者全員でパイプハウス内のグリーン、キュウリ、アスパラガスを見学しました。

参加者からは「毎年参加しており、10月に開催の際は、また参加する予定で楽しみにしている」とお話がありました。



園芸作物栽培講習会にお邪魔しました



参加者から、栽培の注意点やコツについて熱心に質問がありました

Information 募集

令和6年度 農業子ども絵画コンクール

「作品募集！」



問 秋田市農業委員会事務局

☎ 018-888-5796

📄 広報ID：1021023



R5最優秀賞作品 「ひとつひとつ真心こめて」



R5優秀賞作品 「私の育てたかわいい鈴なりトマト」

■ テーマ

農業（田植えや稲刈りなど）

■ 締め切り

10月31日（木）まで

通学している小学校へ提出してください。（作品数により応募段階で選考される場合があります。）

■ 応募資格

秋田市の小学生であること

■ 作品規定

絵のサイズはB3（4つ切りサイズ）
画材は水彩絵具、クレヨンなど自由です。
※絵に限ります

■ 表彰

最優秀賞と優秀賞の各1点と特別賞を選出し、賞状と副賞を贈呈します。

■ その他

- ・応募いただいた作品は、表彰式終了後に学校単位でまとめてお返しします。
- ・応募は1人1作品まで。未発表のものに限ります。
- ・受賞者氏名は広報あきたや秋田市のホームページ等に掲載されます。

第8回 委員紹介コーナー



農地利用最適化推進委員
足利 俊博

今回は、足利推進委員より農業委員会の活動を通しての感想についてご紹介いたします。

農地利用最適化推進委員となって三ヶ月になりました。農業委員会の業務として、「農地の確保と有効利用」「農地等の利用最適化」「農業の担い手の育成・確保」「農業者の代表として地域の課題解決の取り組み」の4項目に取り組んでおりますが、農地利用最適化推進委員として担当地域の現状を見ると、基盤整備事業が現在進行中で農地利用の集積・集約化が順調に進んでいることもあり、今年度末まで策定予定の「地域計画」の目途がついてホッとしております。

現在、担当地域の最重要課題は「遊休農地の発生防止・解消」です。具体的には、沢沿いの長期にわたり耕作放棄された農地の、再生可能か不可能な農地（非農地）かの見極めです。そのため、できるだけ現地確認できるよう、区域部会では通常の農地パトロール時期以外の草等の繁茂が少ない春先にも臨時の農地パトロールを実施して、適切に現場確認・判断を行うよう努めております。

最後に、今年4月より相続登記の義務化がスタートしました。農地利用最適化推進委員として、長い間相続登記されていなかった土地、特に農地が適切に手続きされ、間接的に農地の荒廃防止に寄与することに期待しています。



▲活動中の1コマ

お知らせ

令和7年度分 軽油引取税免税証（農業用）交付申請の受付について

農業用軽油引取税免税証の交付申請を令和7年1月14日（火）から、秋田県総合県税事務所課税部課税第二課にて受付を実施します。窓口に来所して申請を行うほか、郵送での申請も受け付けています。詳細は「美の国あきた（県HP）」をご覧ください。（コンテンツ番号：66308）

【お問い合わせ先】
秋田県総合県税事務所課税部課税第二課
TEL 018-860-3341

編集後記



この度、6月21日開催の一般社団法人秋田県農業会議の総会において、同会議の会長に就任いたしました。

同会議は、各市町村の農業委員会相互の連絡調整や農業委員・農地利用最適化推進委員に対する研修のほか、農地に関する情報の収集、整理および提供を行っています。秋田市農業委員会の会長と兼務する形になり、皆様からご協力をいただく場合が多々あると思いますが、農業のさらなる発展に尽力して参りますので、これからもうぞよろしくお願いいたします。最後に「農委だより」編集にあたり、ご協力いただきました皆さまに厚くお礼申し上げます。

（農業委員会会長 佐々木 吉秋）



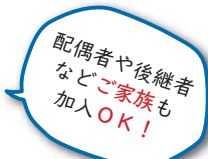
お申し込み、お問い合わせはJAもしくは農業委員会へ

加入要件はたったこれだけ！

- ☑60歳未満
- ☑国民年金1号被保険者
- ☑年間60日以上農業に従事

多くのメリットが！

- ①終身年金で80歳までの保証付き
- ②支払う保険料は全額社会保険料控除の対象
- ③保険料国庫補助による手厚い支援



農家のための情報誌
営農に欠かせない情報をお届け



- ・発行日……………毎週金曜日
- ・購読料……………700円／1か月（送料、税込み）

購読のお申込みは
秋田市農業委員会事務局まで
TEL 018-888-5796

